

感染症対策課	感染症医療対策監	感染症に関する専門的事務の総括掌理
	診療放射線技師	放射線業務
	臨床検査技師	臨床検査業務
	保健師	保健指導業務

附則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

人事課

期末手当及び勤労手当の支給に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第8号

期末手当及び勤労手当の支給に関する規則及び給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

(期末手当及び勤労手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当及び勤労手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「長野保健福祉事務所長」を「松本保健福祉事務所長」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中「長野保健福祉事務所長」を「松本保健福祉事務所長」に、

「 営業局次長 」を

「 感染症医療対策監  
営業局次長 」に改める。

附則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年7月30日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第9号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

規則

長野県職員の退職手当に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

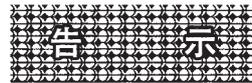
(特定退職者に関する暫定措置)

4 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第6条の2の規定の適用については、同条中「次の各号に掲げる者」とするのは「雇用保険法施行規則附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次の各号に掲げる者」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の長野県職員の退職手当に関する規則附則第4項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

人事委員会事務局



長野県告示第361号

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱(平成元年長野県告示第387号)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

第5第3項中「3月31日」を「3月15日」に改める。

生活排水課

長野県告示第362号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上田市東内字穴ノ坊38のイ、38のロ、38のハ、38のニ
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

## 長野県告示第363号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上水内郡小川村大字高府字鶴牧田東13891の1、13892の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第364号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3880の1、3880の1地先（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第365号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
小県郡長和町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第366号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
佐久市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第367号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第368号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
小県郡青木村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
青木村（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて

縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第369号**

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）
- 2 作業期間  
令和2年9月1日から令和3年1月31日まで
- 3 作業地域  
長野市、塩尻市、千曲市、北安曇郡白馬村、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

**長野県告示第370号**

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和2年7月20日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域  
北安曇郡白馬村

建設政策課

**長野県告示第371号**

原村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 2級確測基準点測量
- 2 作業期間  
令和2年7月6日から令和2年9月30日まで
- 3 作業地域  
諏訪郡原村

建設政策課

長野県告示第372号

小谷村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量 空中写真撮影及び写真地図 地図情報レベル2500  
267.91 k m<sup>2</sup>
- 2 作業期間  
令和2年6月29日から令和2年12月11日まで
- 3 作業地域  
北安曇郡小谷村

建設政策課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月30日

長野県松本建設事務所長 坂田浩一

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市梓川梓4483番の1地先から 松本市梓川梓4494番の1地先まで	旧	5.4~10.3 m	0.2071 km
同 上	新	8.3~10.3 m	0.2071 km

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 奈川野麦高根線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市奈川729番の7地先から 松本市奈川712番の4地先まで	旧	8.4~30.4 m	0.4024 km
同 上	新	9.4~33.7 m	0.4024 km

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月30日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 下条米川飯田線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡阿南町富草29番の4地先から  
下伊那郡阿南町富草32番の2地先まで  
  
下伊那郡阿南町富草111番の2地先から  
下伊那郡阿南町富草114番の2地先まで  
  
下伊那郡阿南町富草325番の3地先から  
下伊那郡阿南町富草327番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年7月30日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

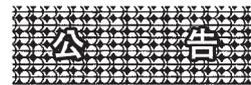
その関係図面は、告示の日から令和2年8月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年7月30日

長野県松本建設事務所長 坂田浩一

- 1 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線
- (2) 供用を開始する区間  
松本市梓川梓4483番の1地先から  
松本市梓川梓4494番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和2年7月30日
- 2 (1) 路線名 奈川野麦高根線
- (2) 供用を開始する区間  
松本市奈川729番の7地先から  
松本市奈川712番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 令和2年7月30日

道路管理課



公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

令和2年7月30日

長野県知事 阿部守一